

「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、現在自社で供用中の「岩屋ウィンドパーク」(総出力 27,000kW、定格出力 1,500kW の風力発電設備 18 基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力約 4,300kW の風力発電設備 7 基に建て替える事業である。

本事業については、既設風力発電所による周辺環境への影響を踏まえ、改変面積を最小化しつつ対象事業実施区域の周辺に存在する住居等から離隔をとった配置の検討を行うなど、リプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方、風力発電設備の稼働に伴う騒音の予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日付け環水大大発第 1705261 号)に基づく指針値(以下、「指針値」という。)を超過している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等の生息が確認されているほか、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定され、コクガンの飛来地となっている下北半島沿岸北部が位置している。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たって、以下の取組を行うこと。

事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響の予測結果において、指針値を超過している。

このため、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整等を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する住居等への事前説明を実施すること。

イ 適切に事後調査及び環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の生息が確認されているほか、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定され、コクガンの飛来地となっている下北半島沿岸北部が位置している。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。